

= ご旅行条件書／国内・募集型企画旅行 =

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、有限会社新生観光サービス（以下、「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社「募集型企画旅行契約」（以下、「契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けず。
- (3)契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、パンフレット、出発前にお渡しする最終日程表（確定書面）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行の部）（以下、「当社約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1)当社に契約のお申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込金とともに、提出しなければなりません。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- (2)当社は、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお客様からの契約のお申込みを承ります。この場合、お申込みの時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。
- (3)お客様との契約は申込書と申込金を受領した時に成立します。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務の取引は、当該契約責任者との間で行います。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者の方とします。
- (5)お客様が期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱うことがあります。
- (6)お申込み段階で、満席その他の事由で契約の締結が直ちに出来ない場合には、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお持ちいただける期限を確認した上で、契約待機のお客様として、予約可能となるよう努力します。この場合でも、申込書と申込金の提出が必要となります。ただし、お客様より契約待機の解除のお申出があった場合、又は、お持ちいただける期限までに結果として予約出来なかった場合には、当該申込金を全額払い戻します。
- (7)(6)の場合、お客様と当社での契約成立の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときです。
- (8)申込金の額は以下の通りです。

旅行代金の金額(お 1 名様)	申込金の額(お 1 名様)
3万円未満	6,000 円以上旅行代金まで
6万円未満	12,000 円以上旅行代金まで
6万円以上	旅行代金の 20%以上旅行代金まで

※特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

3. お申込条件

- (1)お申込時点で未成年の方は、親権者の同意書をご提出いただきます。
- (2)旅行開始時点で 15 歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の目的をもち旅行については、年齢、性別、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4)現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車椅子の手配等）を必要とする場合は、旅行申込時にこの旨お申し出下さい。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。

- (5)妊娠中の方は、医師に相談の上、お客様ご自身の責任においてご参加していただくことを条件とします。
- (6)いずれの場合も、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や契約の締結をお断りする場合がございます。
- (7)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な措置を取らせて頂きます。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
- (8)お客様のご都合により別行動は、原則として出来ません。ただし、コースにより別途条件によりお受けすることがあります。また、旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要ですよ。
- (9)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (10)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面および確定書面（日程表）の交付

- (1)契約書面とはパンフレット、本旅行条件書、契約締結年月日を証する書面をいい、確定書面とは出発前にお渡しする「最終日程表」のことをいいます。
- (2)当社は、契約成立後、速やかに契約書面をお渡しします。
- (3)当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面、又は、確定書面に記載するところによります。
- (4)契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、遅くとも旅行開始日の前日までに、確定書面を交付します。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が定める期日までに、お支払い下さい。

6. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下、「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下、「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 1 5 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2)適用運賃・料金の減額がなされたときは、同項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第 6 項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少又は増加された時は、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金の額を変更します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

8. お客様の交代

- (1)お客様が当社の承諾を得た場合に限り契約上の地位を第三者に譲渡することが出来ます。（コースや時期により交替をお受けできない場合がございます）この場合、当

社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料と共に当社に提出していただきます。変更に伴い航空運賃・輸送運賃に差額が生じた場合、差分はお客様負担となります。

- (2)当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けただ方が、この契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

9. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1)お客様は、いつでも <表 1> に定める取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。営業時間外に通信手段を利用しお申し出頂いた場合、翌営業日の取扱いとなります。

<表 1 >

解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 2 0 日目（日帰り旅行にあっては 1 0 日目）にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 2 0 %
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 3 0 %
旅行開始日の前日	旅行代金の 4 0 %
旅行開始日当日	旅行代金の 5 0 %
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の 1 0 0 %

※貸切船舶を利用する場合：当該船舶に係る取消料の規定によります。（パンフレット等に記載）

- (2)契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。
- (3)次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 1 8 項 <表 2 > に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (b)第 7 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d)当社がお客様に対し、第 4 項に定める期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - (e)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4)当社は、(1)により契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(3)により契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

10. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1)旅行開始後において、お客様のご都合により契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2)お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく、当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻します。但し、その事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約金その他の各目による費用を差し引いて払い戻します。

11. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1)お客様が第 5 項に定める期日までに旅行代金を支払わないときは、お客様が旅行に参加される意志がないものとみなし、当該期日の翌日において契約を解除します。この場合、お客様は、当社に対し、第 9 項に定める取消料に相当する額の違約料を支

払わなければなりません。

- (2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。
 - (a)お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (b)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - (c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (d)お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (e)お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
 - (f)スキーを目的とする旅行における降雪量等の不足のよう、当社が予め表示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (g)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (h)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (i)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (j)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3)当社は、(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4)当社は(2)の(e)に掲げる事由により契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、1 3 日目（日帰り旅行については、3 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

12. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、契約の一部を解除することがあります。
 - (a)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c)お客様が第 1 1 項(2)の(h)から(j)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - (d)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)当社が(1)の規定に基づいて契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3)(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 旅行代金の払い戻し

当社は、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 3 0 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

1 4. 契約解除後の帰路手配

(1)当社は、第 1 2 項(a)又は(d)の規定によって旅行開始後に契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

(2)(1)の場合において、出発地に戻るために要する一切の費用は、お客様の負担とします。

1 5. 旅程管理及び添乗員

(1)当社はお客様のご安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し下記に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

(a)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(b)(a)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(3)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて(1)に掲げる業務その他旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。添乗員の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

1 6. 当社の責任

(1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(3)お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。

- (a)天災地変、戦乱、暴動またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (b)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (c)官公署の命令、伝染病による隔離、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- (d)自由行動中の事故
- (e)食中毒
- (f)盗難
- (g)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

1 7. 特別補償

(1)当社は、第 1 6 項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の「特別補償規程」により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然の外来の事故により身体に傷害を被ったとき又は手荷物の上に被った一定の損害について、以下の通りあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、お客様1名につき15万円を限度として支払います。ただし、補償対象品の1個又は1対については、10万円を限度とします。また、損害額がお客様1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償致しません。

(2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の過失による法令に違反する行為、自殺行為、無免許又は酒酔い運転、疾病等の他、旅行の日程に含ま

れない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等、約款の「特別補償規程」第3条から第5条に該当するような場合は、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれている場合は、この限りではありません。

(3)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（当社ではこれを「無手配日」といいます。）については、当該日にお客様が被った損害に対し補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

(4)(1)の損害については、第 1 8 項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(5)当社が本項(1)による補償金支払義務と第 1 6 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

1 8. 旅程保証

(1)当社は、<表 2>に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該事由が次に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(a)契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合を除きます。）

- ア. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サースの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- (b)第 1 6 項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき
- (c)第 9 項、第 1 0 項、第 1 1 項、第 1 2 項の規定に基づき契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (d)契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受ける事ができたとき

(2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様1名に対して1契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第 1 6 項の規定に基づく当社の責任が明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還して頂きます。あるいは、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

<表 2 >

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%

③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合はいい、「旅行開始後」とは、旅行開始当日以降にお客様に通知した場合はいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

1 9. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様は、損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

2 0. その他

(1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生時に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う費用、別行動手配に要した諸費用が生じた場合、その費用をお客様に負担して頂きます。

(2)お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買い物の際にはお客様の責任で購入して頂きます。

(3)当社はいかなる場合でも旅行の再実施は致しません。

2 1. 旅行条件・旅行代金の基準日

旅行条件・旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

2 2. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際にご提出頂いた個人情報について、お客様との連絡の為や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させて頂くほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。

※このほか、当社は当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典・サービスの提供、統計資料の作

成にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

※上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(0)でご確認下さい。

2 3. 営業保証金

(1)当社と募集型企画旅行契約を締結したお客様又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

(2)当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、下記のとおりです。

- (a)名称 名古屋法務局
- (b)所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

2 4. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

なごみんバス 有限会社新生観光サービス 愛知県知事登録旅行業第 2-1376